

山林付近で農作業などをされている方へ

# 林野火災を起こさないように注意しましょう！

林野火災予防強調期間 ➡ 4月21日～5月31日

空気が乾燥する春から初夏にかけては、林野火災が発生しやすい状態が続きます。

林野火災の原因は、ゴミ焼きや枯草焼きなど、人為的なものが大半を占めています。

令和8年1月1日から林野火災注意報・警報制度が始まりました。

## 野焼きなどを行う場合の注意点！

- ① 林野火災注意報・警報が出ている日は避ける。  
※このお知らせが出ている間は、外で火を使うときに守らなくてはならないルールがあります。
- ② 一度に広い範囲で行わず、刈った草等を少しずつまとめ区画ごとに行う。
- ③ 多人数で行い、監視する人や消火する人などの役割分担を決める。
- ④ 火のそばを離れず、必ず消火準備が整ってから行う。
- ⑤ 山林への延焼の恐れがある場所では焼却を行わない。
- ⑥ 火入れを行う場合は下川町長への火入れ許可申請や消防署長への事前届出が必要で  
す。詳しくは役場産業振興課または消防署にご確認ください。

林野火災が起きた原因によっては、賠償責任が発生する場合があります。林野火災予防強調期間中はもとより、期間外においても林野火災を起こさないように注意してください。

下川町林野火災予消防対策協議会

事務局：下川町産業振興課林業振興係（電話：01655-4-2511）